



平成 20 年 7 月 10 日

各 位

会 社 名 富山化学工業株式会社
代表者名 取締役兼代表執行役社長 菅田益司
(コード番号：4518 東証 1 部)
問合せ先 執行役管理部門長兼経理部長
室谷美晴
(電話番号 03-5381-3821)

定款の一部変更及び
全部取得条項付種類株式の取得に関する承認決議のお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 7 日付「臨時株主総会及び当社普通株主による種類株主総会招集のための基準日設定のお知らせ」及び平成 20 年 6 月 24 日付「全部取得条項付種類株式発行のための定款一部変更及びその取得に関するお知らせ」（以下「平成 20 年 6 月 24 日付当社プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、本日、当社定款の一部変更及び当該変更によって全部取得条項が付された当社普通株式の全部の取得について臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）及び普通株式の株主様による種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に付議しましたところ、下記のとおり、いずれも承認可決されましたので、お知らせいたします。

記

1. 当社定款一部変更等の内容

当社は平成20年6月24日付当社プレスリリースにてお知らせいたしましたとおり、以下の①から③による当社定款の一部変更及び全部取得条項付種類株式の全部の取得（以下の①から③までを総称して、「本定款一部変更等」といいます。）について必要なご承認をいただくため、本日、本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催いたしました。

- ① 当社定款の一部を変更し、種類株式を発行する旨の定めを新設すること。
- ② 上記①による変更後の当社定款の一部を変更し、当社普通株式に、当社が株主総会の決議によってその全部を取得する全部取得条項（以下「全部取得条項」といいます。）を付す旨の定めを新設すること（なお、全部取得条項が付加された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付種類株式」といいます。）。
- ③ 会社法171条並びに上記①及び②による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、

当社が、全部取得条項付種類株式の株主様（但し、当社を除きます。以下「本件株主様」といいます。）から当社の全部取得条項付種類株式の全てを取得し、当該取得と引換えに、富士フィルムホールディングス株式会社（以下「富士フィルムHD」といいます。）及び大正製薬（以下「大正製薬」といいます。）以外の本件株主様に対して交付する当社種類株式が1株未満の端数となるように、取得対価として当社種類株式を交付すること。

2. 当社定款の一部変更（本定款一部変更等のうち①及び②）の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

本定款一部変更等の①及びこれに伴う所要の定款変更は、本臨時株主総会における第1号議案として付議され、承認可決されました。また、本定款一部変更等の②は、本臨時株主総会における第2号議案及び本種類株主総会における議案として付議され、いずれも承認可決されました（本臨時株主総会第1号議案に係る定款変更の内容は、平成20年6月24日付当社プレスリリースのⅠ「1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件」に記載のとおりであり、本臨時株主総会第2号議案及び本種類株主総会議案に係る定款変更の内容は、同プレスリリースのⅠ「2. 全部取得条項の付加に係る定款一部変更の件」に記載のとおりです。）。

(2) 定款変更の効力発生

本定款一部変更等の①及びこれに伴う所要の定款変更の効力は、本臨時株主総会における承認可決をもって本日発生いたしました。本定款一部変更等の②の効力は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における承認可決により、平成20年8月19日（火）に発生いたします。

3. 全部取得条項付種類株式の取得（本定款一部変更等のうち③）の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

全部取得条項付種類株式の取得（本定款一部変更等のうち③）は、その実施のための他の必要事項の決定を取締役会に一任いただくことを含めて本臨時株主総会における第3号議案として付議され、承認可決されました。当該議案の内容は、平成20年6月24日付当社プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、当社が、会社法第171条並びに本定款一部変更等のうち①及び②による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、株主から当社の全部取得条項付種類株式を取得し、当該取得と引換えに、取得日（下記（2）において定めます。）において、取得日の前日の最終の当社の株主名簿（実質株主名簿を含みます。）に記載又は記録された普通株式の株主様（但し、当社を除きます。）に対して、その所有する全部取得条項付種類株式1株につき、新たに発行する当社A種種類株式を26,477,353分の1株の割合をもって交付するものです。この際、富士フィルムHD及び大正製薬以外の各株主に対して割り当てられる当社のA種種類株式の数は、1株未満となる予定です。

(2) 全部取得条項付種類株式の取得の効力発生

全部取得条項付種類株式の取得（本定款一部変更等のうち③）の効力は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における承認可決により、本定款一部変更等のうち②の効力発生を条件として、平成20年8月19日（火）（以下「取得日」といいます。）に発生いたします。

(3) 全部取得条項付種類株式の取得の実施に関する手続き

全部取得条項付種類株式の取得の効力が発生した場合、上記のとおり、当社は全部取得条項付種類株式を取得し、当該取得と引換えに、本定款一部変更等の①によって設けられるA種種類株式を全部取得条項付種類株式1株につき26,477,353分の1の割合をもって交付いたします。これに伴い、当社の普通株式を表章する株券（本日現在当社の発行する全ての株券が該当します。）は取得日の到来をもって無効となりますので、当社普通株式にかかる株券を所有されている方はその株券を株券提出期間（平成20年7月11日（金）から平成20年8月19日（火）まで）内に当社株主名簿管理人の事務取扱場所までご提出くださいますようお願いいたします。

また、本件株主様に対して交付されるA種種類株式が1株未満の端数となるときには、1株未満の端数の合計数（但し、会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を、会社法第234条の定めに従ってこれを売却し、その売却により得られた代金をその端数に応じて株主に交付します。かかる売却手続きに関し、当社では、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当該A種種類株式を富士フイルムHDに対して売却することを予定しております。当該売却の結果として本件株主様に交付される金銭の額については、特段の事情がない限り、本公開買付けにおける富士フイルムHDの当社普通株式に係る買付価格（1株当たり880円）を基準として算定される予定です。但し、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

なお、当社普通株式の株主に対して当社が交付するA種種類株式については、東京証券取引所に対して上場申請は行いません。また、本定款一部変更等の結果、当社普通株式に係る株券は、東京証券取引所の上場廃止基準に該当しますので、平成20年7月11日から平成20年8月10日までの間整理銘柄に指定された後、平成20年8月11日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式に係る株券を東京証券取引所において取引することはできません。

4. 全部取得条項付種類株式の取得に関する日程の概略（予定）

株券提出手続の開始日（株券提出公告及び株主・登録株式質権者への通知送付）	7月11日（金）
整理銘柄への指定	7月11日（金）
当社普通株式に係る株券の売買最終日	8月8日（金）
当社普通株式に係る株券の上場廃止日	8月11日（月）
全部取得条項付種類株式全部の取得及び株式交付の基準日	8月18日（月）
株券提出の期限	8月19日（火）
当社による全部取得条項付種類株式全部の取得及びA種種類株式交付の効力発生日	8月19日（火）

以上